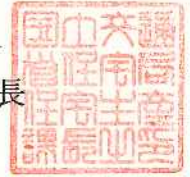


平成27年2月27日

国住生第613号

住宅事業者団体各位

国土交通省住宅局住宅生産課長



省エネ住宅ポイントの「完了報告の代行」に関する依頼

日頃より住宅行政の推進にご協力を賜り、ありがとうございます。

省エネ住宅ポイント制度については、平成27年2月3日に補正予算が成立し、平成27年3月10日より申請の受付を開始することを予定しております。

本制度は、平成26年度補正予算による補助事業であることから、平成27年度中には事業を完了する必要があるため、工事完了前にポイント発行申請が可能な制度設計としております。

工事完了前にポイント発行申請を行った場合、工事完了後に完了報告の手続が必須となっております。一方で、本制度を活用する住宅取得者等（申請者）は、こうした申請手続に不慣れであり、手続に時間を要することや提出が行われないこと等が懸念されます。

このため、別添の通り、ポイント発行申請書に完了報告の代行を行うことについて記載する欄を設けております。貴団体におかれましては、可能な限り完了報告を代行して頂きますよう、会員事業者に対して、協力の要請方よろしくお願い申し上げます。

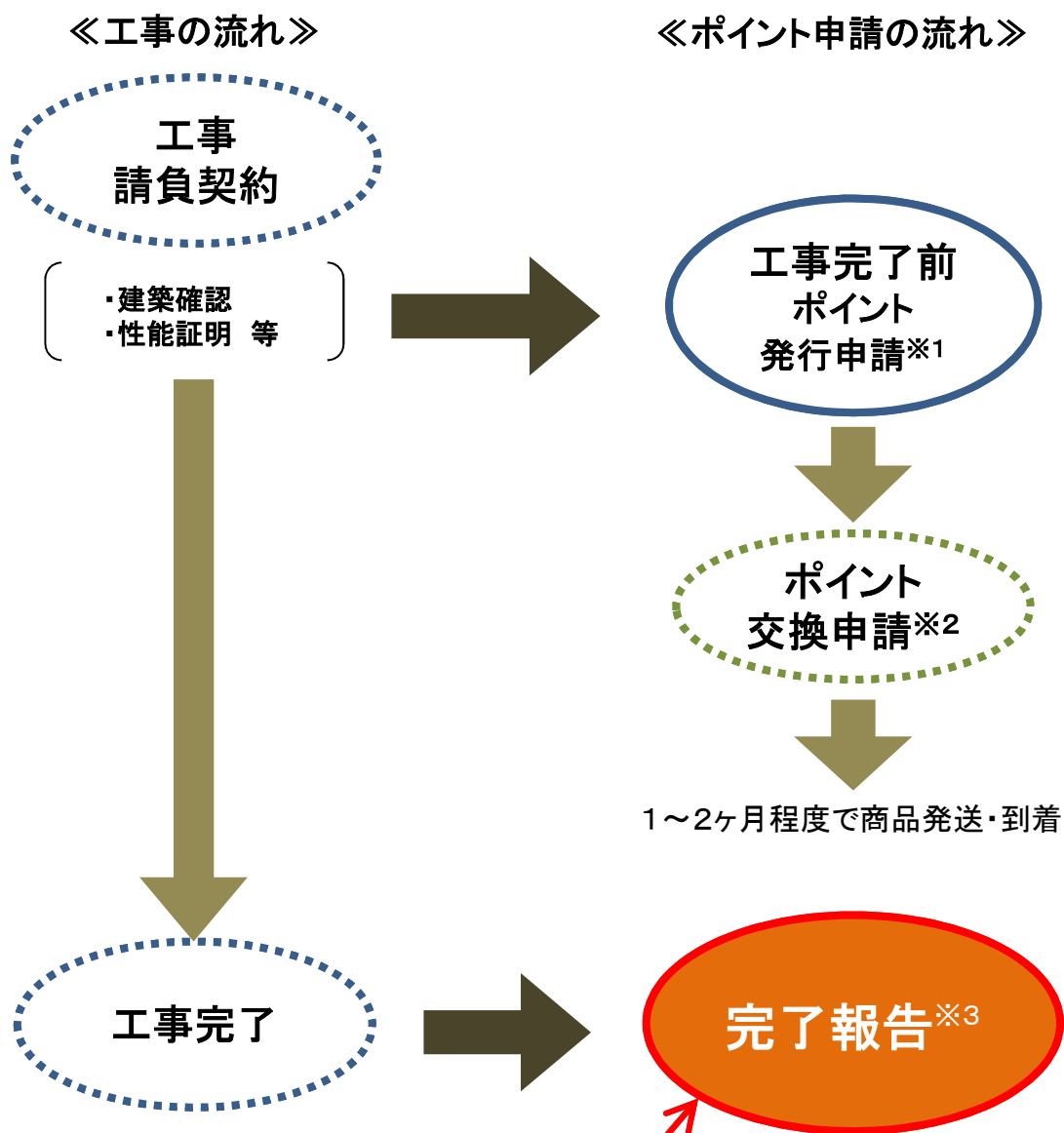
以上

<本通知に関する問い合わせ先>

国土交通省住宅局住宅生産課 豊嶋、山本
Tel : 03-5253-8111 (内線 39-463、39-431)

【工事完了前のポイント発行申請】の手続きの流れ

エコ住宅の新築及び大規模なエコリフォー(1,000万円(税込)以上)の場合、
工事完了前のポイント発行申請が可能。



工事完了後に提出頂く『完了報告』を
可能な限り代行して頂きますよう
お願い申し上げます。

※1 分譲事業者による工事請負契約時点の申請は、ポイント予約申請となります。

※2 分譲住宅の場合は、売買契約締結後(所有者決定後)でなければポイント発行申請できません。

※3 万が一、完了報告が期限までに提出されない場合、発行されたポイント相当分の現金を住宅
取得者(申請者)に返還して頂く必要があります。



本申請書の記載内容、別紙「工事完了前ポイント発行・交換申請書（新築）同意事項」（以下「同意事項」）を確認の上、申請を行います。

作成日 平成 年 月 日

1 申請者の情報

本欄に記名・押印し、事務局に提出することにより、同意事項に同意したこととなります。

フリガナも必須	フリガナ	氏名		印 必須
	申請者氏名	氏	名	
郵便番号も必須	〒	フリガナ	都道府県	市区町村
	申請者の現住所	事務局からの郵送物は本欄の住所に送付されます。		
連絡先 いずれか必須	建物名	部屋番号	生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
	自宅	-	必須	
※日中に連絡がとりやすい番号を記入		携帯	-	

2 代理申請者の情報

本欄に記名・押印し、事務局に提出することにより、同意事項に同意したこととなります。

代理申請者	フリガナ	事業者名(個人事業主を含む)*
	担当者氏名	担当者所属*
●代理申請を行う場合のみ記入。 ●即時交換を行う場合、契約事業者が代理申請を行う必要があります。 ●記入がある場合、不備等の確認・連絡先になります。	〒	都道府県 市区町村
	建物名	部屋番号
連絡先 いずれか必須	固定	携帯
	※日中に連絡がとりやすい番号を記入	

*個人の場合は記入不要

3 契約事業者の情報

本欄に記名・押印し、事務局に提出することにより、同意事項に同意したこととなります。

契約を締結した 工事施工者または 販売事業者	事業者名(個人事業主を含む)		事業者印 必須
	代表者肩書	代表者氏名	
有しない場合は記入不要	工事施工者の建設業許可	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 () 第 () 号 <input type="checkbox"/> () 知事	販売事業者の宅建業免許
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 () 第 () 号 <input type="checkbox"/> () 知事		
担当者	<input checked="" type="checkbox"/> 同上 ※「代理申請者」と同じ場合はチェックし、「担当者・連絡先」の記入は不要		
	所属	担当者氏名	
連絡先 いずれか必須	〒	都道府県	市区町村
	建物名	部屋番号	
※日中に連絡がとりやすい番号を記入		固定	携帯

完了報告



完了報告は契約事業者が行います。

※チェックがない場合、申請者自身で行う必要があります。即時交換を利用する場合は、必ず契約事業者が行ってください。

事務局使用欄(申請者は記入不要)

いー2

ここにチェックを入れてポイント発行申請をして頂くことで、完了報告を契約事業者(工事請負業者等)が行うことができます。

3枚目に続きます。